

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育をすすめるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月27日

茨城県行方市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣